

文教厚生委員長報告

令和4年9月21日

今期定例会において、9月13日に文教厚生委員会に付託を受けました議案9件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第61号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、専決第7号 地方独立行政法人西都児湯医療センター第3期中期計画の認可について、議会の承認を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「本案は、地方独立行政法人西都児湯医療センターが定めた第3期中期計画を認可するため、地方独立行政法人法の規定により議会の議決を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法の規定によりこれを専決処分したものである。地方独立行政法人西都児湯医療センターは西都市が設立した公的医療機関であり、その運営にとって本案がどれだけ大切なものであるのか誰より理解しているつもりである。しかしながら昨年12月議会以来の経緯でも明らかなように、橋田市長の政治的思惑で、第2期中期目標に代わる第3期中期目標が、その期限である令和4年3月末までに議決されなかった。そのことにより同第3期中期計画の策定が遅れ、医療センターの運営を3か月半もの間、違法状態に置いたこと、しかも正規の手続きによる議会の議決ではなく、専決処分により承認を得ようとする橋田市長の行政責任、政治責任は極めて重大である。以上の立場から、橋田市長の行政運営にかかわる政治姿勢の問題として本案には賛成できない。このような事態を招いたのも、橋田市長が理事長の解任を巡って対立しているからである。早期解決のためにも、橋田市長が理事長に対する解任通知を撤回し、理事長と連携・協力のもと、医療センターの健全運営に努められることを強く要望しておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「本議案は、地方独立行政法人西都児湯医療センター第 3 期中期計画の認可に係る専決処分である。これは、本来なら令和 4 年度が始まる前に議会の議決を経て認可するべきところを、当中期計画作成の元となる第 3 期中期目標の策定を市長が違法状態となることを知りながら、意図的に令和 4 年度開始以降まで遅延させたことにより、当中期計画の作成が遅れ、違法状態での西都児湯医療センター運営を余儀なくされていたため、それを早期に是正するため専決処分を行わなければならなくなったものである。このこと責任はすべて市長の法令軽視の政治姿勢にあることを指摘し、猛省を促すものである。今後は、法令遵守に心がけ、第 3 期中期計画に基づく令和 4 年度運営計画を早急に作成し、市と西都児湯医療センターが連携して健全な業務運営に努めていただきたい」、

また、ある委員より「医療センターでは、患者サービスの向上における職員の接遇向上が高いことや新型コロナウイルスに関して、陽性者の受け入れなど公的医療機関としての役割、また災害発生時や他の緊急時における診療施設機能の維持など、地域災害拠点病院としての役割などの体制整備について尽力いただいていることは大変ありがたいことである。これからは第 3 期中期計画に沿った、特に住民が望んでいる医療サービスの『緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供』や『初期救急医療体制の維持及び充実』、『地域医療連携の充実』の遅れを早期改善に向けて、計画に沿った努力をお願いしたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第 65 号 西都西地区運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、冷暖房機の整備に伴い、当該機の使用料等について所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 66 号 西都市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、中学校再編に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「本案は、銀鏡中学校を除く市内 5 つの中学校を、妻中学校に『西都中学校』として再編するものであるが、これまでの経緯等を踏まえ賛成したい。この再編計画が行われる令和 8 年（2026 年）は、西都市政が施行されてから 68 年目の年であるが、今回の再編計画は、旧 6 カ町村合併以来の一大事業である。それだけに、計画推進のすべてにおいて『主役は未来を担う子どもたちである』を貫かれ、『あの時、再編をして良かった』『素晴らしい学舎であった』等と、後世の人たちからも評価が受けられるよう、本市学校教育の将来をしっかりと見据え、万全な体制のもと再編計画の推進を強く求めておきたい」との賛成討論があり、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 68 号 令和 4 年度西都市一般会計予算補正（第 7 号）について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出について主なものでは、衛生費に新型コロナウイルスワクチン接種事業費などの予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務委託料が補正されているが、感染拡大を抑えるためにはすべての年齢層のワクチン接種をすすめること、また PCR 検査を行うこと、抗原定性検査キットを配布すること等、感染拡大防止対策を図っていただきたい」、「提出された資料によると西都市夜間急病センターへの協力医師数は、宮崎大学 48 名、医師会 6 名、県病院 2 名、新田原基地 1 名の計 57 名とのことであった。中でも、宮崎大学からは内科 15 名、外科 12 名、脳神経外科 10 名、救命センター 1 名、形成外科 3 名、整形外科 7 名の協力がなされている。それだけに、行政との連携協力体制が壊れた時のことが心配されるので、理事長との連携・協力により夜間急病センターの運営を図っていただきたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第 69 号 令和 4 年度西都市国民健康保険事業特別会計予算補正（第 2 号）についてであります。

本案は、基金積立金など、総額 7,730 万 5 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「歳入では繰越金 7,852 万 2 千円が増額補正され、歳出では国民健康保険準備積立基金 7,595 万 7 千円が増額補正されている。その結果、補正後における基金保有額は 2 億 9,640 万円であり、令和 4 年度の国保税確定時の基金から約 7,600 万円も基金が増えている。この基金は、被保険者 1 人当たりで 3 万 4,716 円、1 世帯当たりで 5 万 7,689 円となる。高い国保税負担を求めながらこのようにも多額の基金を保有する予算には、市民の命と健康、暮らしを守る立場から賛成できない」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 71 号 令和 4 年度西都市介護保険事業特別会計予算補正（第 1 号）についてであります。

本案は、基金積立金など、総額 1 億 7,101 万 1 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「歳入では繰越金 1 億 5,520 万円が増額補正され、歳出では介護給付費準備基金積立金へ 1 億 257 万 5 千円が増額補正されている。その結果、補正後における基金保有額は 1 億 5,262 万円である。これは、第 1 号被保険者 1 万 1,041 人で割ると 1 人当たり約 1 万 3,823 円となる。高齢化社会を支える介護保険制度が求められている中で、高い介護保険料を求めながら本市独自の対策も不十分でありながら基金を増額している本案には賛成できない」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 72 号 令和 4 年度西都児湯障害認定審査会特別会計予算補正（第 1 号）についてであります。

本案は、障害認定審査会費など、総額 35 万 9 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 73 号 令和 4 年度西都市後期高齢者医療特別会計予算補正（第 1 号）についてであります。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金など、総額 1,777 万円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号 令和 4 年度西都児湯いじめ問題対策専門家委員会特別会計予算補正（第 1 号）についてであります。

本案は、諸支出金など、総額 2 万 3 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。